

# 災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和 年 月 日       税務署長殿	納 税 地	〒 電話(     )     -
	( フ リ ガ ナ )	
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	( フ リ ガ ナ )	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。  
記

災 害 欠 損 事 業 年 度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	〔 確定 申告書 〕 〔 中間 申告書 〕	還 付 所 得 事 業 年 度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
災 害 の あ っ た 日	令和 年 月 日	災 害 の 詳 細		
区 分			請 求 金 額	※ 金 額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)		円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額( (3) - (4) ) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)		00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)		00	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)			
	税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 等 の 加 算 額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
差引法人税額( (12) - (13) ) (14)				
還 付 金 額 ( (14) × (2) / (5) ) (15)				
請 求 期 限	令和 年 月 日	確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	令和 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	
			3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認	
-------------	-----	-------	--------	-----	-------	-----	---------	-------	-----	--

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(規格 A4)

# 災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

【令和4年4月1日以後開始事業年度分】

- 1 この還付請求書は、法人が法人税法（以下「法」といいます。）第80条の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する法第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の前1年（その事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書（以下「確定申告書等」といいます。）が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める明細書（次の(1)又は(2)に掲げる法人のいずれにも該当する法人にあつては、(1)及び(2)に定める明細書）をこの還付請求書に添付して提出してください。

(1) 通算法人（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了する事業年度又は中間期間を法第80条第8項に規定する欠損事業年度として災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するものに限ります。） 「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」

(2) 通算法人（通算法人であった法人を含みます。）のうち所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するもの 「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」

(注) (1)に該当する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。以下「災害欠損事業年度」といいます。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」ではなく「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を添付してください。

- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

- 3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求するする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。

(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

(3) 「災害のあった日」及び「災害の詳細」欄は、1(1)に該当する通算法人以外の法人がこの還付請求書を使用して法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(注) 1(1)に該当する通算法人がこの還付請求書に「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」を添付して法人税額の還付を請求する場合には、同明細書の対応する欄に記載してください。

- (4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、1(1)に該当する通算法人以外の法人にあつては「通算法人以外の法人

の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額（注）を、1(1)に該当する通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(15)」の欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注） 法第64条の8の規定の適用がある欠損金額は、この金額には含みません。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、1(1)に該当する通算法人以外の法人にあっては「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「繰戻す災害損失金額(3の①)」欄又は「(3の②)」欄に記載した金額を、1(1)に該当する通算法人にあっては「通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書」の「(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰戻す金額(16の①)」欄又は「(16の②)」欄に記載した金額を、それぞれ記載してください。

（注） 「(1)」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失又は欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書の「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。

(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

それぞれ次のとおり記載してください。

なお、通算法人（通算法人であった法人を含みます。）が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、下記イからへまでにかかわらず、「納付の確定した法人税額(6)」欄から「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄までの各欄は記載せず、「法人税額(12)」欄には、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」のその通算法人に係る「還付所得事業年度の法人税額とされる金額(23)」欄の金額を記載してください。

イ 「(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄の金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

へ 「税額控除超過額相当額等の加算額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「税額控除超過額相当額等の加算額」欄の金額（その還付所得事業年度において租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合にあっては、その金額からこれらの規定により法人税の額に加算される金額を控除した金額）を記載してください。

ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[ (14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

## 5 留意事項

### (1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

### (2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時に確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です（地方法人税法第23条第1項）。